

協議項目第 2 1 － 号

各種事務事業（診療所）の取扱いについて

各種事務事業（診療所）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（診療所）の取扱いについて
診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	診療所
調 整 方 針	診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
国民健康保険 診療所	—	—	—	○魚島村国民健康保険診療所 【施設概要】 昭和26年7月1日開設 148.13㎡ 【診療体制】 外来診療（3科・6床） 【診療科目】 内科・外科・小児科 【緊急体制】 救急艇要請 【人的体制】 医 師（正規）1人 看護師（正規）1人 事務職（正規）1人 “ （臨時）1人 【給与表】 医 師 医療職（一）1級 看護師 医療職（二）1～3級 事務職 行政職 【財務関係】 魚島村国民健康保険診療所特別会計 【繰入金】 平成14年度 24,483千円 平成15年度 24,983千円 【手数料】 健康診断書（入試・入社等） 1,050円以上 一般診断書（会社欠勤等） 1,050円以上 死亡診断書 2,100円以上 裁判所関係診断書 3,150円以上 警察関係用診断書 1,050円以上 生命保険用診断書 3,150円以上 厚生年金・恩給用診断書 3,150円以上 交通事故・傷害用診断書 3,150円以上 調理師・理容師接客業、 開業用診断書 2,100円以上 身体障害者用診断書 3,150円以上 死体検案書 変死 10,500円以上 病死 5,250円以上	存続 国民健康保険診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	診療所
調 整 方 針	診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
へき地出張診療所	—	—	—	○魚島村高井神僻地出張診療所 【施設概要】 昭和40年7月1日開設 64.46㎡ 【診療体制】 外来診療（3科） 【診療科目】 内科・外科・小児科 【緊急体制】 救急艇要請 【人的体制】 毎週木曜日に魚島村国民健康保険診療所職員が出張診療 【財務関係】 魚島村高井神へき地診療所特別会計 【繰入金】 平成14年度 264千円 平成15年度 222千円 【手数料】 健康診断書（入試・入社等） 1,050円以上 一般診断書（会社欠勤等） 1,050円以上 死亡診断書 2,100円以上 裁判所関係診断書 3,150円以上 警察関係用診断書 1,050円以上 生命保険用診断書 3,150円以上 厚生年金・恩給用診断書 3,150円以上 交通事故・傷害用診断書 3,150円以上 調理師・理容師接客業、 開業用診断書 2,100円以上 身体障害者用診断書 3,150円以上 死体検案書 変死 10,500円以上 病死 5,250円以上	存続 へき地出張診療所業務については、 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 ー 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	診療所
調 整 方 針	資 料		

診療所の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【国民健康保険法】 第八十二条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。 2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。 3 組合は、前2項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。	☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 国民健康保険（直営）診療所は、現行のとおりとする。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 病院・診療所業務については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐものとする。 高北病院・大崎診療所の手数料・使用料については、合併時に適正な金額に統一する。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 病院・診療所業務については、基本的に現行のとおりとし新町に引き継ぐものとする。